

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月3日（火）午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （16人）

農業委員 （6名）

会長

8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

5番 川崎 豊洋

6番 堤 こずえ

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 （10名）

久我 定幸

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

池田 保吉

中島 政秀

築 善作

内田 秀敏

永渕 久留美

松本 広喜

欠席委員 （農業委員2名）

3番 岩永 八大

4番 福江 晋

（推進委員1名）

蕪竹 敏治

4. 議事日程

- 議案第59号 太良町農業委員会委員の辞任にかかる同意について
議案第60号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 安人
農地係長 杉本 久美子
主 事 石崎 志朗

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第14回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員6名、推進委員10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、5番の川崎委員と6番の堤委員さんよろしくをお願いします。</p> <p>それではさっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第59号が1件、議案第60号が1件、議案第61号が3件、議案第62号が3件となっています。</p> <p>それでは議案第59号、太良町農業委員会委員の辞任にかかる同意について、農業委員会等に関する法律第13条の規定により町長から意見を求められましたので事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第59号、太良町農業委員会委員の辞任にかかる同意についてという事で、提案理由は令和3年7月15日付けで岩永八大委員から辞任願いが提出されたためとなっています。</p> <p>状況を説明しますと、15日に岩永委員が辞任願を持参されまして、理由は辞任願いに記載のとおり自己都合によるということでした。同日、会長に相談をし、岩永委員とお話をいただいたのですが、その後撤回等もなく議案に提出させていただいております。先程、会長から少しありましたが、農業委員会等にかかる法律第13条により正当な理由があるときは市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができるとなっております。</p>

議長	<p>す。以上です。</p> <p>私の方から説明させていただきます。7月19日に時間を取ってもらって岩永委員とお話をさせてもらいました。最後まで一緒に頑張っていきませんかとお願いをしてみましたが、なかなか本人の辞めるという意思が固く、辞めさせていただきたいとの事でした。最終的に、辞任の意向は変わらないという事で、総会に議案としてかけさせてもらって、委員の皆さんと話をさせていただきますという事で帰ってきました。</p> <p>皆さんの意見を聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
榊原推進委員	<p>法律の第13条で正当な理由とありますが、今回の理由はどうでしょうか。</p>
事務局	<p>基本、地方公務員と一緒にですので、本人の意思が尊重されることになるかと思えます。</p>
議長	<p>本人がどうしても辞めたいという事であれば、尊重しなければいけません。ですので、岩永さんとお話をさせてもらう中で、いくらお願いしても、辞める意思が固いと感じましたので、これ以上は難しいかなと思います。</p>
内田推進委員	<p>私も最初は議会の承認を得なければならないのではないかと思いましたが、事務局に確認したら町長と農業委員会の同意があればいいという事でしたので、本人の意思を尊重するべきじゃないかと思えます。</p>
議長	<p>ほかに意見ありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>それでは、議案第59号について同意される方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>全員、同意という事で、町長に報告させていただきます。</p> <p>それでは議案第60号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p> <p>お諮りします。</p>

	<p>次の議案第60号1番と議案第61号、農地法第3条の規定による許可申請審議についての番号1番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、辻農業委員及び榊原推進委員から調査報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>農業者年金関係で親子間の使用貸借の解除と再契約です。7月30日に現地で調査確認の立会をお願いしました。お父さんについては高齢で来れないという事で、息子さんに来ていただきました。調査員は私と榊原推進委員と一緒に調査いたしました。面積についても広域で、傾斜があるところでございます。今後、息子さんと再契約することでまた、管理を頑張っていきたいということです。</p>
榊原推進委員	<p>辻委員さんのおっしゃられたとおりです。</p>
議長	<p>それでは議案第60号、61号1番についてご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。 議案第60号1番について、報告内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>

議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第61号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第61号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは議案第61号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された堤農業委員及び中島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
堤委員	<p>なかなか時間が取れずに、8月1日に雨が降っていたので、いらっしゃるかなと思って譲受人に電話したら、都合が悪いという事で電話での確認となりました。議案をいただいておりますが、内容に間違いはないですかと確認しましたら、間違いはないということです。譲渡人については、中島推進委員さんに確認していただいておりますので報告をお願いします。</p>
中島推進委員	<p>報告します。8月1日に私の方で確認を取りました。譲渡人については、申請地の近くの農地も一緒に買ってもらえないかと頼まれたそうです。というのも、譲渡人は経営規模の縮小を考えてられています。道を挟んで下の方に譲渡人の畑が複数あって、道上に飛んで2か所あったので、一緒にという事をお願いされたみたいですけど、譲受人にしても飛び地になるので買わないということで断られたそうです。今回の申請地を譲受人が買われたのは、前回は議案が出ていましたが、ずっとこの近辺に農地を集約されていて、ここも根域栽培を予定しているという事でした。</p>

議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。 議案第61号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は原案どおり認められました。 続きまして議案第61号3番について、事務局の説明を求めます</p>
事務局	<p>議案第61号農地法第3条による認可申請審議の3番ということで、議案提出されておりましたが、会長と松本推進委員の調査段階で譲受人に聞き取りをする中で、農作業常時従事要件について長期的な計画ですぐにはできそうにないというお話があり、今回は譲受人より取り下げをされました。</p>
議長	<p>松本推進委員、補足説明はないですか。</p>
松本推進委員	<p>特にありません。</p>
議長	<p>それでは、議案61号3番については取り下げということで、続きまして議案第62号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>議案第62号1番について、事務局の説明の前に、永渕推進委員はこの議案の関係人でありますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(永渕推進委員離席)</p>
議長	<p>それでは議案第62号1番について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題はなく、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、川崎農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
川崎委員	<p>先月の29日に私と内田推進委員さんと譲渡人である会社の会長と譲受人と現地で調査をしてまいりました。申請理由は現在の住居が手狭になり、両親宅及び会社の近くに住居を持つためと記載がありますが、お子さんが3人いらして、現在は車庫の上に部屋を作って住んでらっしゃり、確かに手狭になってきているなというところを確認してまいりました。計画にも特に問題はないかと思います。</p>
内田推進委員	<p>川崎委員の報告のとおり間違いありません。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第62号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>(永渕推進委員着席)</p>

議長	続きまして議案第62号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題はなく、農地法第4条第2項各号に該当する事項は認められません。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、川崎農業委員及び松本推進委員から調査報告をお願いします。
川崎委員	7月29日に松本推進委員と私と、譲受人は遠方に今いらっしゃるという事で奥さんに現地を確認をさせていただきました。事務局の説明にもありましたが、子の成長に伴い家が手狭になったため、ここに建設をしたいという事で報告を受け確認しました。隣の農地が土地改良区の受益地で、ここには配管がないかなと思って気になって見たのですが、申請地は土地改良区の受益地外という事で調査をしてまいりましたので、よろしくをお願いします。
松本推進委員	今、報告されたとおりです。
議長	調査報告が終わりました。 それでは2番について、ご異議ご意見ございませんか。
水田委員	事業費のその他の部分は何の費用ですか。
事務局	設計費や登記代や保険料などがこちらに入っております。
議長	ほかに、ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を取ります。

	<p>議案第62号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。続きまして議案第62号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、鉄道の駅から概ね300m以内にある市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地であると判断されるため、許可相当と判断します。また、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された辻農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>報告させていただきます。事務局から説明のあったとおり、面積や事業計画など立会して、確認いたしました。当初予定をしておりました立会日を、7月31日から申請人が変更されまして、8月1日になったわけですが、7月31日には池田推進委員さんが譲渡人のおじいちゃんにあられる譲渡人と現地確認、そして私の方で8月1日に申請人双方と立会調査をしたところであります。申請地については、祖父から孫への贈与になるということで間違いないですかという意味確認をして、間違いないですという返答でした。それと、接道の件ですが、元の家との境も譲渡人の土地という事で、ブロック塀を壊してそこに道を作るという計画を持っておられるようであります。また、排水に関してはすぐ近くに水路があるという事で問題ないと確認いたしました。今、3世代同居という事でありますが、婚姻を機に新築を計画したいという申出であります。</p>
池田推進委員	<p>申請地に柿の木があるんですが、譲渡人がそれは切らないでほしいということで、柿木を切ったらブロック塀を壊さずに良かったんですが、壊して道を作ることになったそうです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p>

議長	<p>それでは3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第62号3番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、3番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。他に、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第14回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。おつかれさまでした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 3 年 8 月 3 日

会 長 秀 島 克 博
 議事録署名者 川 崎 豊 洋
 議事録署名者 堤 こずえ